

令和6年度Uターン情報発信事業委託業務仕様書（案）

第1 基本事項

1 目的

Uターン候補者（県外在住の県出身者）及び県外に家族、友人等が在住している県内在住者をターゲットとして、本県へのUターンを促進（特に若者・女性）するための広報の実施により、本県へのUターンの機運の醸成及び行動の喚起につなげ、さらには、相談窓口である（一社）高知県UIターンサポートセンター（以下「センター」という。）の認知度の向上を目的とする。

2 委託期間

契約締結日から、令和7年3月19日（水）まで

第2 委託業務の内容

委託する業務の内容は、以下のとおりとする。

1 Uターン促進事業

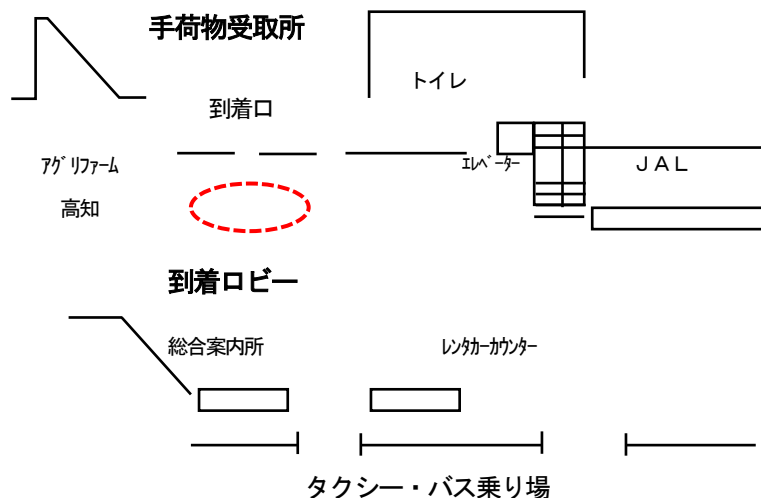
（1）高知龍馬空港ターミナルビル用の広告物の設置・PR

- ・高知龍馬空港到着ロビー内、到着口横（下記図赤丸）へのパネルスタンドの設置。

※パネルサイズはH1500×W600mm×2機

※パネルスタンドはセンター及び高知県が準備する

※8/1～8/31 及び 12/1～1/31 の間（経費：165,000円（税込））、実施するものとし、最終的にセンターと協議のうえ、期間を決定する



(2) 羽田空港内のデジタルサイネージでの告知

- ・羽田空港内における高知行き の 搭乗口でのデジタルサイネージへのUターン促進に関する動画やキャンペーンソング動画の放送の実施。

※動画素材はセンター及び高知県が準備する

※8/1～8/31 及び 12/1～1/31 の間 (経費 : 363,000 円 (税込))、実施するものとし、最終的にセンターと協議のうえ、期間を決定する

(3) Uターンを促すノベルティの作成

- ・当該委託事業内での配布や、委託事業とは別で高知県が実施するイベント等で配布できるノベルティを作成。
- ・ノベルティには、移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」のUターンページへの誘導、もしくはセンターの相談窓口への誘導を図る。

※ノベルティは4,000 個作成し8/7(水)までにセンターへ納品する

(4) Uターンキャンペーン・その他Uターンの機運醸成につながる事業の実施

- ・センター及び高知県が所有している素材を活用し、Uターンの機運醸成につなげるためのキャンペーンを実施。

※効果的な実施時期を受託事業者が提案し、センターと協議のうえ、決定する

- ・上記以外にも受託事業者独自の提案による事業を実施する。県内外に取組を広く周知するため、設置した広告を用いたPR手法を企画内容に盛り込むこと。

<センターが準備する広告素材>

- ・Uターンキャンペーンソング「最高知！」の動画 (2分00秒)

https://www.youtube.com/watch?v=N1Uo_hT4n00&list=TLGGHLYFjp4Uw6UxMTA2MjAyNA&t=8s

- ・チラシ、ポスターデザイン

- ・パネルスタンド (H1500×W600mm) ×2 機 (ただし、高知龍馬空港に掲示中は使用不可)

- ・Uターンきっかけ動画3種類 (1分25秒、1分25秒、2分44秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=Q5mi4WYe01A&t=2s>

<https://www.youtube.com/watch?v=xQzi6aZSACE&t=3s>

2 その他

- (1) 当該業務の実施体制を明記すること。再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記すること。なお、参加事業者の業務実績（類似した業務も含む）を明記すること。
- (2) 各業務に係る撮影、編集、製作、制作・運用、報告等の一切の経費は、すべて委託金額に含む。
- (3) 契約期間中にセンターと打ち合わせを行った場合は、協議内容を書面（様式任意）にて共有すること。（電子データの送付で可。）

第3 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格及び提出部数	提出時期
新たに作成したデザインの版下データ	新たに制作した広報デザイン等の版下データ	・作成後、メール等にて提出 ・画像データを格納した電子媒体（CD-R等）2部	・作成後1週間以内 ・令和7年3月19日（水）
委託業務報告書	当該委託業務の実施内容を記載	データ（PDF等）を格納した電子媒体（CD-R等）1部	令和7年3月19日（水）

第4 留意事項

- 1 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 2 受託者は、センターと事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整し、円滑に業務を実施すること。
- 3 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 4 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。